

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月15日
【計算期間】	第1期（自 平成21年2月24日 至 平成21年7月16日）
【ファンド名】	MAX I S 日経225上場投信
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	荻久保 育子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数（日経平均株価）の変動率に一致させることを目的として運用を行います。

追加信託の限度額は、5兆円相当額です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型 ()
		その他資産 ()		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本				
大型株	年4回	北米	ファンド・	なし	TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	オブ・			
債券	年12回 (隔月)	アジア	ファンズ		その他 ()	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型
一般	年12回 (毎月)	オセアニア				
公債	日々	中南米				
社債	その他 ()	アフリカ				その他 ()
その他債券		中近東 (中東)				
クレジット		エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産 ()						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

有価証券報告書（内国投資信託）

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

＜ファンドの特色＞

1 日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目標とします。

当ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を日経平均株価（日経225）の変動率に一致させることを目的として、日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。

個別銘柄の株数の比率は、日経平均株価（日経225）における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。

※当ファンドは、日経平均株価（日経225）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、以下の要因等により乖離を生じることがあります。

- ・ 信託報酬、売買委託手数料等を負担することによる影響
- ・ 株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しない場合の影響
- ・ 売買約定価格と当該指数の評価価格の差による影響
- ・ 当該指数を構成する銘柄が変更になることによる影響
- ・ 取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生することによる影響

＜日経平均株価（日経225）について＞

日経平均株価（日経225）

日経平均株価（日経225）とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。

当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。

算出方法等

日経平均株価（日経225）＝日経平均採用225銘柄株価合計／除数（50円額面以外は50円額面に換算、小数第3位を四捨五入して第2位まで算出）

採用225銘柄の権利落ち、銘柄の入替えの場合は原則として除数を修正します。採用銘柄が除外基準（第2部への指定替え、倒産・合併等による整理ポスト移行、上場廃止および市場流動性が他の銘柄と比べて相対的に低い等）に抵触した場合は、銘柄の見直し・新規銘柄の補充が実施されます。（2001年10月の額面制度廃止後は、それまでの額面を「みなし額面」として算出しています。なお、計算式に変更はありませんが、株式分割・併合に際しては除数ではなく、「みなし額面」を変更する場合があります。）

当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

2 受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

＜上場される金融商品取引所＞

- ・ 大阪証券取引所（2009年2月25日に新規上場）

3 取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み（追加設定）を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得に必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

4 受益権と引換えに株式を交付（交換）します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、当ファンドでは行うことができません。換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「日経平均株価（日経225）」の著作権等について

「日経平均株価（日経225）」は、日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は、「日経平均株価（日経225）」自体および「日経平均株価（日経225）」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均株価（日経225）」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて日本経済新聞社に帰属しています。

当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均株価（日経225）」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

日本経済新聞社は、「日経平均株価（日経225）」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価（日経225）」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

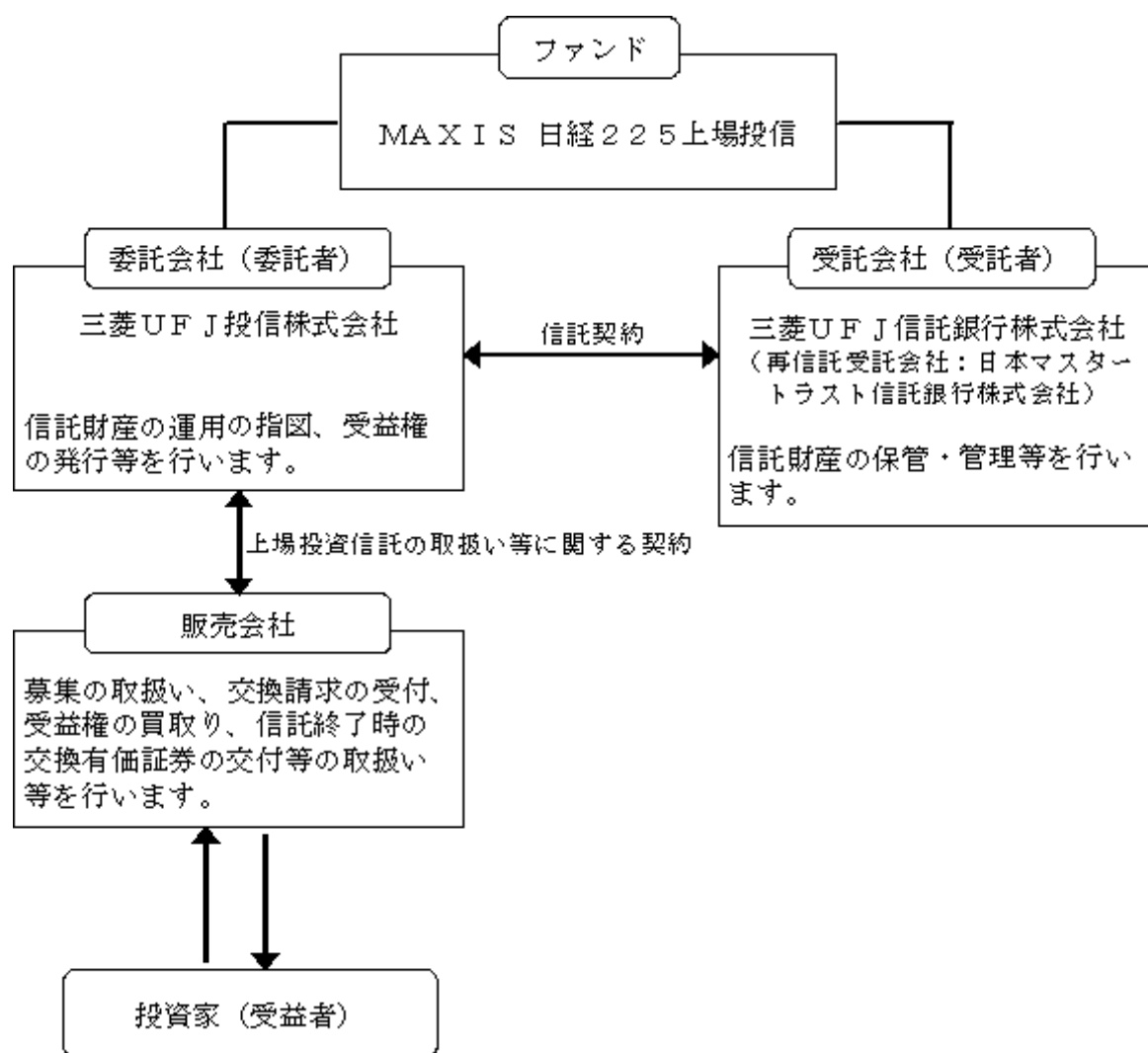
<参考情報>

「MAXIS（マクシス）」の由来

「MAXIS（マクシス）」は三菱UFJ投信が運用するETF（上場投資信託）シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高（MAX）の品質」や「お客さまの投資の中心軸（AXIS）」をめざすという三菱UFJ投信の思いが込められています。

(2) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取り、信託終了時の交換有価証券の交付等の取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成21年8月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成21年8月末現在）

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ①信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。
- ②信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ③①の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。
- ④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 有価証券先物取引等
3. 金銭債権

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

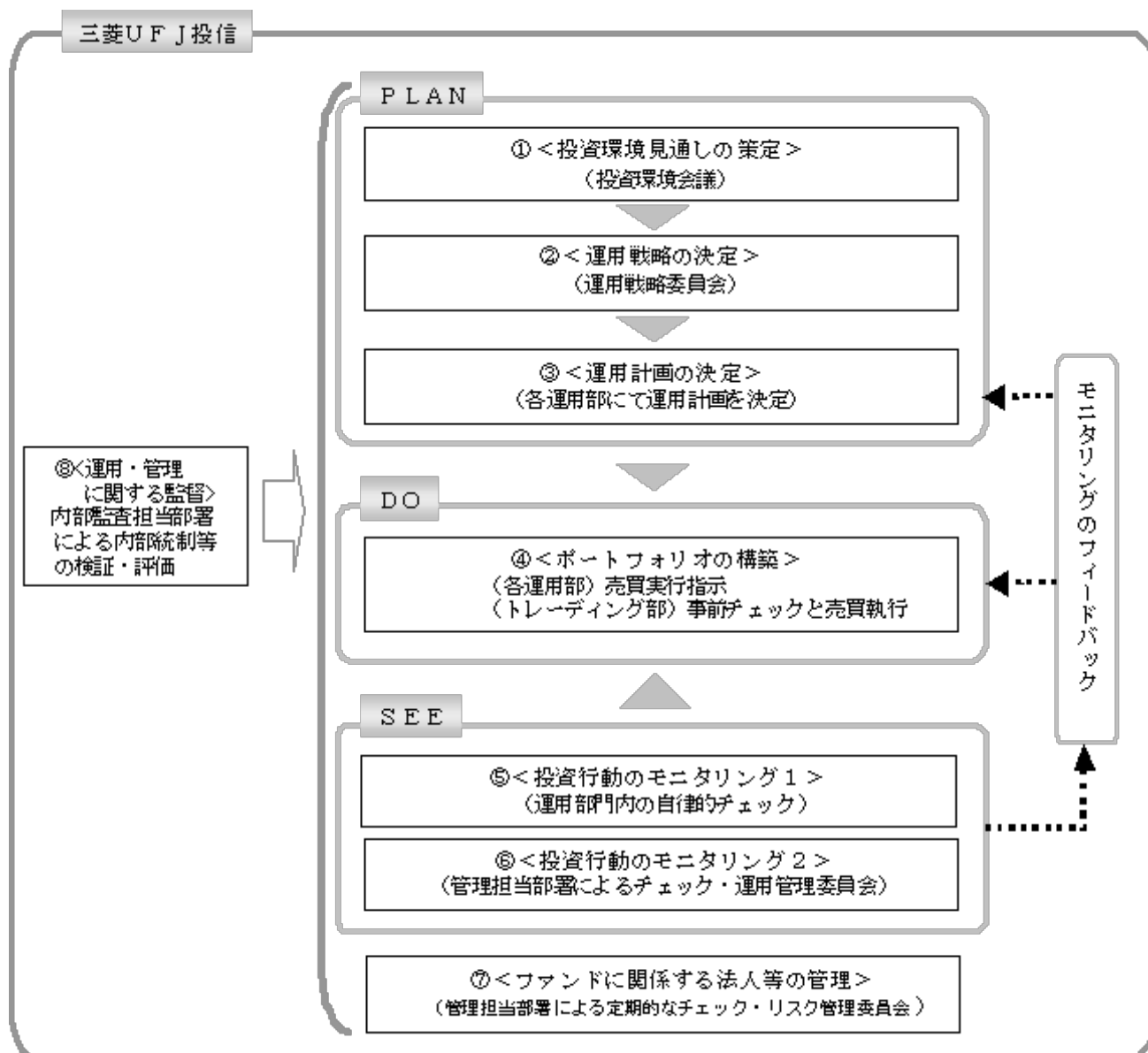
1. 株式
2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年10月16日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①株式

株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資は行いません。

④同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への投資割合に制限を設けません。

⑤信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑥有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑦資金の借入れ

資金の借入れを行いません。

⑧投資する株式の範囲

a. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑨有価証券の貸付

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

当ファンドは、株式を主要投資対象とし、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果をめざしていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格・日経225が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

<基準価額と金融商品取引所で取引される市場価格との差異について>

当ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格は当ファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。

このため、当ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。

※留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・交換時期については制限がありますのでご注意ください。
- ・当ファンドは、日経平均株価（日経225）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

（2）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、

①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク

（価格変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコ

ントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定める額

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

申込手数料は販売会社にご確認ください。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

(2)【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、以下により計算される①と②の合計額とします。

①ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.1785%※以内（税抜 年0.17%以内）の率（平成21年10月16日現在：年0.1785%※（税抜 年0.17%））を乗じて得た額

②信託約款に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品賃料の52.5%※以内（税抜50%以内）の額

信託報酬の配分は以下の通りです。

・上記①の配分

信託財産の純資産総額	委託会社	受託会社
7,500億円以下の部分	年0.105%※ (税抜 年0.1%)	年0.0735%※ (税抜 年0.07%)
7,500億円超 1兆円以下の部分	年0.1155%※ (税抜 年0.11%)	年0.063%※ (税抜 年0.06%)
1兆円超 2兆円以下の部分	年0.126%※ (税抜 年0.12%)	年0.0525%※ (税抜 年0.05%)
2兆円超の部分	年0.1365%※ (税抜 年0.13%)	年0.042%※ (税抜 年0.04%)

・上記②の配分

委託会社と受託会社で折半します。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(4)【その他の手数料等】

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。

- ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
- ・先物取引・オプション取引に要する費用
- ・有価証券の保管に要する費用

④受益権の上場に係る費用（平成21年10月16日現在：新規上場料（新規上場時の純資産総額に対して0.007875%（税抜0.0075%））、追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものの増加額）に対して0.007875%（税抜0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.007875%（税抜0.0075%））、その他新規上場に係る費用（52.5万円（税抜50万円）））は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

⑤対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（平成21年10月16日現在：信託財産の純資産総額に年0.02625%（税抜 年0.025%）（ただし、第1計算期間は、年0.021%

（税抜 年0.02%））を乗じて得た額）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（＊）上記①から③の「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

２．収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]となります。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記１．と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

２．収益分配金の受取り時

7%（所得税7%）の税率[※]で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記１．と同様の取扱いとなります。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年7月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	34,473,316,500	99.06
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	327,294,866	0.94
純資産総額		34,800,611,366	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成21年7月31日現在
(単位：円)

資産の種類	時価合計	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）	331,840,000	0.95

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成21年7月31日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	ファーストリテイリング	株式	小売業	135,000	11,340.00 12,290.00	1,530,900,000 1,659,150,000	—	4.77
日本	ファナック	株式	電気機器	135,000	7,390.00 7,770.00	997,650,000 1,048,950,000	—	3.01
日本	京セラ	株式	電気機器	135,000	6,870.00 7,620.00	927,450,000 1,028,700,000	—	2.96
日本	本田技研工業	株式	輸送用機器	270,000	2,470.00 3,050.00	666,900,000 823,500,000	—	2.37
日本	ソフトバンク	株式	情報・通信業	405,000	1,692.00 2,015.00	685,260,000 816,075,000	—	2.35
日本	キャノン	株式	電気機器	202,500	3,080.00 3,530.00	623,700,000 714,825,000	—	2.05
日本	信越化学工業	株式	化学	135,000	4,460.00 5,100.00	602,100,000 688,500,000	—	1.98
日本	KDDI	株式	情報・通信業	1,350	497,000.00 502,000.00	670,950,000 677,700,000	—	1.95
日本	TDK	株式	電気機器	135,000	4,310.00 4,980.00	581,850,000 672,300,000	—	1.93
日本	東京エレクトロン	株式	電気機器	135,000	4,330.00 4,960.00	584,550,000 669,600,000	—	1.92
日本	テルモ	株式	精密機器	135,000	4,240.00 4,810.00	572,400,000 649,350,000	—	1.87
日本	アドバンテスト	株式	電気機器	270,000	1,805.00 2,065.00	487,350,000 557,550,000	—	1.60
日本	セコム	株式	サービス業	135,000	3,980.00 4,050.00	537,300,000 546,750,000	—	1.57
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	135,000	3,500.00 3,990.00	472,500,000 538,650,000	—	1.55
日本	武田薬品工業	株式	医薬品	135,000	3,610.00 3,830.00	487,350,000 517,050,000	—	1.49
日本	アステラス製薬	株式	医薬品	135,000	3,300.00 3,610.00	445,500,000 487,350,000	—	1.40
日本	ダイキン工業	株式	機械	135,000	3,070.00 3,440.00	414,450,000 464,400,000	—	1.33
日本	エーザイ	株式	医薬品	135,000	3,280.00 3,370.00	442,800,000 454,950,000	—	1.31
日本	トレンドマイクロ	株式	情報・通信業	135,000	3,100.00 3,270.00	418,500,000 441,450,000	—	1.27
日本	エヌ・ティ・ティ・データ	株式	情報・通信業	1,350	291,000.00 319,000.00	392,850,000 430,650,000	—	1.24
日本	富士フイルムホールディングス	株式	化学	135,000	2,890.00 3,090.00	390,150,000 417,150,000	—	1.20
日本	デンソー	株式	輸送用機器	135,000	2,510.00 2,795.00	338,850,000 377,325,000	—	1.08
日本	オリンパス	株式	精密機器	135,000	2,120.00 2,720.00	286,200,000 367,200,000	—	1.06

日本	ソニー	株式	電気機器	135,000	2,285.00 2,675.00	308,475,000 361,125,000	— —	1.04
日本	スズキ	株式	輸送用機器	135,000	2,105.00 2,390.00	284,175,000 322,650,000	— —	0.93
日本	ミツミ電機	株式	電気機器	135,000	1,862.00 2,335.00	251,370,000 315,225,000	— —	0.91
日本	セブン&アイ・ホールディングス	株式	小売業	135,000	2,100.00 2,220.00	283,500,000 299,700,000	— —	0.86
日本	花王	株式	化学	135,000	2,065.00 2,145.00	278,775,000 289,575,000	— —	0.83
日本	日本碍子	株式	ガラス・土石製品	135,000	1,938.00 2,145.00	261,630,000 289,575,000	— —	0.83
日本	東洋製罐	株式	金属製品	135,000	1,901.00 2,030.00	256,635,000 274,050,000	— —	0.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成21年7月31日現在

種類／業種別	投資比率(%)
株式	
水産・農林業	0.16
鉱業	0.28
建設業	2.60
食料品	4.10
繊維製品	0.97
パルプ・紙	0.49
化学	6.99
医薬品	7.06
石油・石炭製品	0.78
ゴム製品	0.83
ガラス・土石製品	1.90
鉄鋼	0.75
非鉄金属	1.99
金属製品	0.86
機械	4.88
電気機器	20.95
輸送用機器	6.88
精密機器	3.86
その他製品	1.40
電気・ガス業	0.52
陸運業	2.21
海運業	0.52
空運業	0.16
倉庫・運輸関連業	0.46
情報・通信業	8.09
卸売業	2.57
小売業	7.44
銀行業	1.90
証券、商品先物取引業	1.02
保険業	1.17
その他金融業	0.48
不動産業	2.32
サービス業	2.46
合 計	99.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

- ② 【投資不動産物件】
該当事項はありません。

- ③ 【その他投資資産の主要なもの】

平成21年7月31日現在

資産の種類	取引所名	建別	数量 (枚)	簿価(円)	評価額(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引						
日経225先物 09年09月限	大阪証券取引所	買建	32	298,560,000	331,840,000	0.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成21年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1口当たりの純資産価額)	大阪証券取引所 取引価格
第1計算期間末日 (平成21年 7月16日)	31,639,620,292 (分配付) 31,398,174,628 (分配落)	9,435 (分配付) 9,363 (分配落)	9,450
平成21年 2月末日	22,623,551,057	7,575	7,580
3月末日	24,469,517,359	8,193	8,170
4月末日	24,452,704,100	8,916	8,930
5月末日	32,230,294,751	9,611	9,600
6月末日	33,722,121,725	10,056	10,070
7月末日	34,800,611,366	10,378	10,400

② 【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第1計算期間	72円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	27.89

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成21年2月24日 設定日、信託契約締結、運用開始
 平成21年2月25日 ファンドの受益権を大阪証券取引所に上場

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	継続募集期間において、原則、取得申込受付日の前営業日（「取得申込日」といいます。）の午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 ただし、継続募集期間において、以下の日は申込みができません。 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して4営業日（株式併合に係るものにあっては5営業日）以内 2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数およびみなし額面変更実施日の各々3営業日前から起算して5営業日以内 3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌々営業日までの間 4. 計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内） 5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 6. 委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき なお、委託会社は、上記の日の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受付を行うことができます。
申込単位	1ユニット以上1ユニット単位 委託会社は、取得申込日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。 受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。 取得に係る受益権の口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。
申込価額 （継続募集期間）	取得申込受付日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位（ユニット）および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

申込手数料	販売会社が定める額 ※消費税等相当額がかかります。 申込手数料は販売会社にご確認ください。 販売会社は、下記にてご確認ください。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）
申込方法	取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。ただし、当該申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。 ※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。なお、この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額（当該株式の時価総額の0.15%、なお、料率は今後変更になる可能性があります。）を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。 委託会社は、発行会社等による大口の取得申込みに対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	解約の請求はできません。
-------	--------------

交換の受付	平成21年4月20日以降において、その請求の翌営業日を受付日として、受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。原則、交換請求受付日の前営業日（「交換申込日」といいます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた交換請求（当該交換請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該交換請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に交換請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 ただし、以下の日は交換の請求ができません。 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内 2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数およびみなし額面変更実施日の各々前営業日前から起算して3営業日以内 3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間 4. 計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内） 5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 6. 委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき なお、委託会社は、上記の日の交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、交換請求の受付を行うことができます。
交換の方法	受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、販売会社所定の方法で行うものとします。 委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。 委託会社は、受託会社に対し、上記により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。）の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。 ※交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。なお、この場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社は、交換の請求を取り次ぐ際に委託会社はその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。 委託会社は、発行会社等による大口の交換請求に対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
交換単位等	委託会社が定める一定口数（「交換請求口数」といいます。） 交換に係る受益権の評価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
交換手数料	販売会社が定める額 ※消費税等相当額がかかります。 交換手数料は販売会社にご確認ください。 販売会社は、下記にてご確認ください。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

交付開始日	受託会社は、原則として販売会社に交換請求受付日から起算して4営業日目から信託財産に属する有価証券の振替機関等の口座への増加の記載または記録を行います。 販売会社は、振替機関等の口座への増加の記載または記録が行われた有価証券を、所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた交換請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとします。 受益者の交換請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
買取り	販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、その翌営業日を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき 受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。 販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。 受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとします。

※詳しくは販売会社にご確認ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額等の照会方法	基準価額およびユニットは、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	平成21年2月24日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

(4)【計算期間】

計算期間	原則として、毎年1月17日から7月16日まで、および7月17日から翌年1月16日まで ただし、第1計算期間は平成21年2月24日から平成21年7月16日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5)【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が20万口を下回ることとなったとき ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更のうち重大な内容の変更または併合について、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。
金融商品取引所への上場	委託会社は、ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとなります。 平成21年2月25日 大阪証券取引所に上場 委託会社は、ファンドの受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとなります。
反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、信託約款について重大な内容の変更または併合を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「上場投資信託の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	投資信託及び投資法人に関する法律により、当ファンドの運用報告書の作成・交付は行いません。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとなります。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録	受益者（計算期間終了日現在において受益者名簿に名義登録^{（注）}されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、原則として毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により支払われます。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 （注）受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称および住所その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。 受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限りま。）を経由して受益者名簿に名義登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。 名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。
----------------------------	---

信託終了時の 交換請求権	受益者は、信託が終了するときは、持分に応じて交換を請求する権利を有します。 ・ 委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。 ・ 交換は、販売会社の営業所において行うものとします。 ・ 交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。 ・ 信託終了時の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。 ・ 次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに販売会社が買取りを行うことを原則とします。 1. 受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権 2. 一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。） ・ 販売会社は、信託終了時の交換および買取りを行うときは、当該受益者から販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 ・ 受益者が、信託終了時における交換による有価証券、信託終了に係る金銭および買取りに係る金銭について信託終了日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。 ※対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、交換する場合には、委託会社は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託会社に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。信託財産が買い取った受益権については、個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。
-----------------	---

第４【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドの第1期計算期間は、約款第32条により、平成21年2月24日から平成21年7月16日までとしております。
- 4 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年2月24日から平成21年7月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

MAXIS 日経225上場投信

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期	
[平成21年7月16日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	508,863,276
株式	31,102,589,250
未収配当金	25,042,500
未収利息	1,555
前払金	29,640,000
差入委託証拠金	24,360,000
流動資産合計	31,690,496,581
資産合計	31,690,496,581
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	15,133,600
未払金	12,274,600
未払収益分配金	241,445,664
未払受託者報酬	8,009,433
未払委託者報酬	11,442,005
その他未払費用	4,016,651
流動負債合計	292,321,953
負債合計	292,321,953
純資産の部	
元本等	
元本	※1 24,738,120,324
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,660,054,304
（分配準備積立金）	1,880,990
元本等合計	31,398,174,628
純資産合計	31,398,174,628
負債純資産合計	31,690,496,581

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成21年 2月24日 至 平成21年 7月16日
営業収益	
受取配当金	266,491,100
受取利息	113,873
有価証券売買等損益	5,722,735,810
派生商品取引等損益	61,309,500
その他収益	189,770
営業収益合計	6,050,840,053
営業費用	
受託者報酬	8,009,433
委託者報酬	11,442,005
その他費用	※1 4,016,651
営業費用合計	23,468,089
営業利益	6,027,371,964
経常利益	6,027,371,964
当期純利益	6,027,371,964
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,221,444,352
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,221,444,352
剰余金減少額又は欠損金増加額	347,316,348
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	347,316,348
分配金	※2 241,445,664
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,660,054,304

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 1 期 (自 平成21年 2月24日 至 平成21年 7月16日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 [平成21年7月16日現在]
※ 1 期首元本額	—
期中追加設定元本額	26,538,668,976円
期中一部交換元本額	1,800,548,652円
2 計算期間末日における受益権の総数	3,353,412口
3 1口当たり純資産額	9,363円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 (自 平成21年2月24日 至 平成21年7月16日)

※ 1 その他費用

上場費用および商標使用料等を含んでおります。

※ 2 分配金の計算過程

当期配当等収益額	A	266,794,743円
分配準備積立金額	B	—
配当等収益合計額	C=A+B	266,794,743円
経費	D	23,468,089円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	243,326,654円
収益分配金金額	F	241,445,664円
次期繰越金（分配準備積立金）	G=E-F	1,880,990円
当ファンドの期末残存口数	H	3,353,412口
1口当たり分配金額	I=F/H	72円

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 1 期 [平成21年7月16日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	31,102,589,250	5,370,569,660
合計	31,102,589,250	5,370,569,660

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

1 取引の状況に関する事項

区 分	第 1 期 (自 平成21年 2月24日 至 平成21年 7月16日)
1 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当ファンドの運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。
2 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引は、株価の変動による価格変動リスクを有しております。
3 取引に係るリスクの管理体制	運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他ファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。 また、運用部門から独立した管理部門によってリスク運営状況等をモニタリングする体制をとっており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。
4 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

株式関連

区 分	種 類	第 1 期 [平成21年7月16日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価	評 価 損 益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	313,660,000	—	298,560,000	△15,100,000
合 計		313,660,000	—	298,560,000	△15,100,000

(注) 時価の算定方法

- 1 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

コード	銘 柄	株式数	評 価 額		備 考
	銘 柄 名		単 価	金 額	
1332	日本水産	135,000	249	33,615,000	
1334	マルハニチロホールディングス	135,000	136	18,360,000	
1605	国際石油開発帝石	135	710,000	95,850,000	
1721	コムシスホールディングス	135,000	986	133,110,000	
1801	大成建設	135,000	198	26,730,000	
1802	大林組	135,000	395	53,325,000	
1803	清水建設	135,000	357	48,195,000	
1812	鹿島建設	135,000	252	34,020,000	
1925	大和ハウス工業	135,000	910	122,850,000	
1928	積水ハウス	135,000	833	112,455,000	
1963	日揮	135,000	1,427	192,645,000	
6366	千代田化工建設	135,000	710	95,850,000	
2002	日清製粉グループ本社	135,000	1,083	146,205,000	
2269	明治ホールディングス	13,500	3,700	49,950,000	
2282	日本ハム	135,000	1,082	146,070,000	
2501	サッポロホールディングス	135,000	537	72,495,000	
2502	アサヒビール	135,000	1,392	187,920,000	
2503	麒麟ホールディングス	135,000	1,381	186,435,000	
2531	宝ホールディングス	135,000	563	76,005,000	
2801	キッコーマン	135,000	938	126,630,000	
2802	味の素	135,000	793	107,055,000	
2871	ニチレイ	135,000	360	48,600,000	
2914	日本たばこ産業	675	273,800	184,815,000	
3101	東洋紡績	135,000	158	21,330,000	
3103	ユニチカ	135,000	78	10,530,000	
3105	日清紡ホールディングス	135,000	1,090	147,150,000	
3401	帝人	135,000	269	36,315,000	
3402	東レ	135,000	442	59,670,000	

3404	三菱レイヨン	135,000	246	33,210,000	
3861	王子製紙	135,000	387	52,245,000	
3864	三菱製紙	135,000	128	17,280,000	
3865	北越製紙	135,000	447	60,345,000	
3893	日本製紙グループ本社	13,500	2,330	31,455,000	
3405	クラレ	135,000	1,016	137,160,000	
3407	旭化成	135,000	460	62,100,000	
4004	昭和電工	135,000	167	22,545,000	
4005	住友化学	135,000	430	58,050,000	
4021	日産化学工業	135,000	1,089	147,015,000	
4041	日本曹達	135,000	419	56,565,000	
4042	東ソー	135,000	259	34,965,000	
4061	電気化学工業	135,000	266	35,910,000	
4063	信越化学工業	135,000	4,460	602,100,000	
4183	三井化学	135,000	280	37,800,000	
4188	三菱ケミカルホールディングス	67,500	387	26,122,500	
4208	宇部興産	135,000	260	35,100,000	
4272	日本化薬	135,000	707	95,445,000	
4452	花王	135,000	2,065	278,775,000	
4901	富士フイルムホールディングス	135,000	2,890	390,150,000	
4911	資生堂	135,000	1,487	200,745,000	
4151	協和発酵キリン	135,000	1,027	138,645,000	
4502	武田薬品工業	135,000	3,610	487,350,000	
4503	アステラス製薬	135,000	3,300	445,500,000	
4506	大日本住友製薬	135,000	841	113,535,000	
4507	塩野義製薬	135,000	1,780	240,300,000	
4519	中外製薬	135,000	1,771	239,085,000	
4523	エーザイ	135,000	3,280	442,800,000	
4568	第一三共	135,000	1,656	223,560,000	
5001	新日本石油	135,000	501	67,635,000	
5002	昭和シェル石油	135,000	990	133,650,000	
5016	新日鉱ホールディングス	135,000	453	61,155,000	
5101	横浜ゴム	135,000	463	62,505,000	
5108	ブリヂストン	135,000	1,562	210,870,000	
3110	日東紡績	135,000	160	21,600,000	
5201	旭硝子	135,000	733	98,955,000	
5202	日本板硝子	135,000	243	32,805,000	
5232	住友大阪セメント	135,000	186	25,110,000	
5233	太平洋セメント	135,000	147	19,845,000	
5301	東海カーボン	135,000	446	60,210,000	
5332	TOTO	135,000	616	83,160,000	
5333	日本碍子	135,000	1,938	261,630,000	
5401	新日本製鐵	135,000	337	45,495,000	
5405	住友金属工業	135,000	233	31,455,000	
5406	神戸製鋼所	135,000	162	21,870,000	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	13,500	2,950	39,825,000	
5541	大太平洋金属	135,000	678	91,530,000	
5701	日本軽金属	135,000	96	12,960,000	
5706	三井金属鉱業	135,000	225	30,375,000	
5707	東邦亜鉛	135,000	346	46,710,000	
5711	三菱マテリアル	135,000	257	34,695,000	
5713	住友金属鉱山	135,000	1,278	172,530,000	
5714	DOWAホールディングス	135,000	376	50,760,000	
5715	古河機械金属	135,000	110	14,850,000	
5801	古河電気工業	135,000	427	57,645,000	
5802	住友電気工業	135,000	1,035	139,725,000	
5803	フジクラ	135,000	448	60,480,000	
3436	SUMCO	13,500	1,464	19,764,000	
5901	東洋製罐	135,000	1,901	256,635,000	
5631	日本製鋼所	135,000	1,156	156,060,000	
6103	オークマ	135,000	398	53,730,000	
6301	小松製作所	135,000	1,419	191,565,000	
6302	住友重機械工業	135,000	376	50,760,000	
6305	日立建機	135,000	1,494	201,690,000	
6326	クボタ	135,000	746	100,710,000	
6361	荏原製作所	135,000	294	39,690,000	
6367	ダイキン工業	135,000	3,070	414,450,000	
6471	日本精工	135,000	440	59,400,000	
6472	NTN	135,000	344	46,440,000	
6473	ジェイテクト	135,000	891	120,285,000	
7004	日立造船	135,000	115	15,525,000	
7011	三菱重工業	135,000	356	48,060,000	

7013	I H I	135,000	149	20,115,000	
4902	コニカミノルタホールディングス	135,000	917	123,795,000	
6479	ミネベア	135,000	358	48,330,000	
6501	日立製作所	135,000	281	37,935,000	
6502	東芝	135,000	343	46,305,000	
6503	三菱電機	135,000	587	79,245,000	
6504	富士電機ホールディングス	135,000	142	19,170,000	
6508	明電舎	135,000	466	62,910,000	
6674	ジーエス・ユアサ コーポレーション	135,000	755	101,925,000	
6701	日本電気	135,000	316	42,660,000	
6702	富士通	135,000	493	66,555,000	
6703	沖電気工業	135,000	93	12,555,000	
6752	パナソニック	135,000	1,209	163,215,000	
6753	シャープ	135,000	883	119,205,000	
6758	ソニー	135,000	2,285	308,475,000	
6762	TDK	135,000	4,310	581,850,000	
6764	三洋電機	135,000	198	26,730,000	
6767	ミツミ電機	135,000	1,862	251,370,000	
6770	アルプス電気	135,000	476	64,260,000	
6773	パイオニア	135,000	218	29,430,000	
6796	クラリオン	135,000	83	11,205,000	
6841	横河電機	135,000	641	86,535,000	
6857	アドバンテスト	270,000	1,805	487,350,000	
6952	カシオ計算機	135,000	716	96,660,000	
6954	ファナック	135,000	7,390	997,650,000	
6971	京セラ	135,000	6,870	927,450,000	
6976	太陽誘電	135,000	1,129	152,415,000	
6991	パナソニック電工	135,000	834	112,590,000	
7751	キヤノン	202,500	3,080	623,700,000	
7752	リコー	135,000	1,127	152,145,000	
8035	東京エレクトロン	135,000	4,330	584,550,000	
6902	デンソー	135,000	2,510	338,850,000	
7003	三井造船	135,000	214	28,890,000	
7012	川崎重工業	135,000	229	30,915,000	
7201	日産自動車	135,000	555	74,925,000	
7202	いすゞ自動車	135,000	133	17,955,000	
7203	トヨタ自動車	135,000	3,500	472,500,000	
7205	日野自動車	135,000	262	35,370,000	
7211	三菱自動車工業	135,000	157	21,195,000	
7261	マツダ	135,000	240	32,400,000	
7267	本田技研工業	270,000	2,470	666,900,000	
7269	スズキ	135,000	2,105	284,175,000	
7270	富士重工業	135,000	343	46,305,000	
4543	テルモ	135,000	4,240	572,400,000	
7731	ニコン	135,000	1,562	210,870,000	
7733	オリンパス	135,000	2,120	286,200,000	
7762	シチズンホールディングス	135,000	444	59,940,000	
7911	凸版印刷	135,000	911	122,985,000	
7912	大日本印刷	135,000	1,206	162,810,000	
7951	ヤマハ	135,000	1,061	143,235,000	
9501	東京電力	13,500	2,410	32,535,000	
9502	中部電力	13,500	2,245	30,307,500	
9503	関西電力	13,500	2,145	28,957,500	
9531	東京瓦斯	135,000	343	46,305,000	
9532	大阪瓦斯	135,000	314	42,390,000	
9001	東武鉄道	135,000	553	74,655,000	
9005	東京急行電鉄	135,000	444	59,940,000	
9007	小田急電鉄	135,000	797	107,595,000	
9008	京王電鉄	135,000	551	74,385,000	
9009	京成電鉄	135,000	546	73,710,000	
9020	東日本旅客鉄道	13,500	5,570	75,195,000	
9021	西日本旅客鉄道	135	306,000	41,310,000	
9062	日本通運	135,000	387	52,245,000	
9064	ヤマトホールディングス	135,000	1,251	168,885,000	
9101	日本郵船	135,000	399	53,865,000	
9104	商船三井	135,000	585	78,975,000	
9107	川崎汽船	135,000	360	48,600,000	
9202	全日本空輸	135,000	266	35,910,000	
9205	日本航空	135,000	165	22,275,000	
9301	三菱倉庫	135,000	1,034	139,590,000	
4689	ヤフー	540	28,500	15,390,000	
4704	トレンドマイクロ	135,000	3,100	418,500,000	

9412	スカパーJ S A Tホールディングス	135	34,050	4,596,750	
9432	日本電信電話	13,500	3,660	49,410,000	
9433	K D D I	1,350	497,000	670,950,000	
9437	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	135	135,800	18,333,000	
9602	東宝	13,500	1,551	20,938,500	
9613	エヌ・ティ・ティ・データ	1,350	291,000	392,850,000	
9737	C S Kホールディングス	135,000	368	49,680,000	
9766	コナミ	135,000	1,715	231,525,000	
9984	ソフトバンク	405,000	1,692	685,260,000	
2768	双日	13,500	185	2,497,500	
8001	伊藤忠商事	135,000	626	84,510,000	
8002	丸紅	135,000	403	54,405,000	
8015	豊田通商	135,000	1,273	171,855,000	
8031	三井物産	135,000	1,093	147,555,000	
8053	住友商事	135,000	886	119,610,000	
8058	三菱商事	135,000	1,695	228,825,000	
3086	J. フロント リテイリング	135,000	449	60,615,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	135,000	873	117,855,000	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	135,000	2,100	283,500,000	
8233	高島屋	135,000	681	91,935,000	
8252	丸井グループ	135,000	604	81,540,000	
8267	イオン	135,000	821	110,835,000	
8270	ユニー	135,000	715	96,525,000	
9983	ファーストリテイリング	135,000	11,340	1,530,900,000	
8303	新生銀行	135,000	124	16,740,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	135,000	533	71,955,000	
8308	りそなホールディングス	13,500	1,252	16,902,000	
8309	中央三井トラスト・ホールディングス	135,000	306	41,310,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	13,500	3,730	50,355,000	
8331	千葉銀行	135,000	555	74,925,000	
8332	横浜銀行	135,000	476	64,260,000	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	135,000	375	50,625,000	
8355	静岡銀行	135,000	869	117,315,000	
8403	住友信託銀行	135,000	444	59,940,000	
8404	みずほ信託銀行	135,000	105	14,175,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	135,000	190	25,650,000	
8601	大和証券グループ本社	135,000	505	68,175,000	
8604	野村ホールディングス	135,000	714	96,390,000	
8606	みずほ証券	135,000	261	35,235,000	
8628	松井証券	135,000	803	108,405,000	
8725	三井住友海上グループホールディングス	40,500	2,310	93,555,000	
8755	損害保険ジャパン	135,000	570	76,950,000	
8766	東京海上ホールディングス	67,500	2,530	170,775,000	
8795	T & Dホールディングス	13,500	2,460	33,210,000	
8253	クレディセゾン	135,000	1,011	136,485,000	
8801	三井不動産	135,000	1,522	205,470,000	
8802	三菱地所	135,000	1,416	191,160,000	
8803	平和不動産	135,000	296	39,960,000	
8815	東急不動産	135,000	352	47,520,000	
8830	住友不動産	135,000	1,582	213,570,000	
4324	電通	135,000	1,811	244,485,000	
9681	東京ドーム	135,000	295	39,825,000	
9735	セコム	135,000	3,980	537,300,000	
合 計		27,976,455	—	31,102,589,250	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成21年7月31日現在
(単位：円)

I 資 産 総 額	35,045,000,860
II 負 債 総 額	244,389,494
III 純資産総額（I－II）	34,800,611,366
IV 発 行 済 口 数	3,353,412 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	10,378

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,597,488	244,076	3,353,412

（注）解約口数は、交換口数を表示しております。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成21年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年8月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用

業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年8月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	330	5,512,395
追加型公社債投資信託	18	436,082
単位型株式投資信託	10	95,352
単位型公社債投資信託	6	79,257
合 計	364	6,123,085

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第23期 (平成20年3月31日現在)			第24期 (平成21年3月31日現在)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		構成比(%)	金 額 (千円)		構成比(%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金	※2	13,048,512			8,398,952		
有価証券	※2	7,000,000			11,498,934		
前払費用		176,784			130,052		
未収入金		754,110			133,300		
未収委託者報酬		5,719,241			3,496,056		
未収収益	※2	9,851			77,468		
繰延税金資産		470,611			289,685		
金銭の信託	※2	1,000,000			1,000,000		
その他		2,358			13,229		
流動資産 計			28,181,470	58.4		25,037,680	57.8
固定資産							
有形固定資産							
建物	※1	378,922			368,327		
器具備品	※1	165,354			168,906		
土地		1,205,031			1,205,031		
		1,749,308		3.6	1,742,265		4.0
無形固定資産							
電話加入権		15,822			15,822		
ソフトウェア		833,346			809,683		
ソフトウェア仮勘定		—			7,316		
その他		200			156		
		849,369		1.8	832,978		1.9
投資その他の資産							
長期性預金	※2	—			2,000,000		
投資有価証券		15,643,182			11,906,934		
関係会社株式		481,812			431,812		
長期差入保証金	※2	844,628			844,978		
長期前払費用		44,419			4,371		
繰延税金資産		437,600			473,766		
その他		20,485			20,485		
		17,472,127		36.2	15,682,348		36.2
固定資産 計			20,070,805	41.6		18,257,593	42.2
資産合計			48,252,276	100.0		43,295,274	100.0

		第23期 (平成20年3月31日現在)			第24期 (平成21年3月31日現在)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		構成比(%)	金 額 (千円)		構成比(%)
(負債の部)							
流動負債							
預り金		123,164			1,038,438		
未払金							
未払収益分配金		259,035			272,705		
未払償還金		2,234,769			2,047,207		
未払手数料	※2	2,414,475			1,440,183		
その他未払金		122,624			110,716		
未払費用	※2	1,190,361			781,556		
未払消費税等		150,778			—		
未払法人税等		3,063,071			595,981		
仮受金		9			43		
賞与引当金		473,000			478,200		
流動負債 計			10,031,290	20.8		6,765,032	15.6
固定負債							
長期未払金		40,175			—		
退職給付引当金		13,752			13,304		
役員退職慰労引当金		80,428			54,658		
固定負債 計			134,355	0.3		67,962	0.2
負債合計			10,165,645	21.1		6,832,995	15.8
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			2,000,131	4.1		2,000,131	4.6
資本剰余金							
資本準備金		222,096			222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.5		222,096	0.5
利益剰余金							
利益準備金		342,589			342,589		
その他利益剰余金							
別途積立金		6,998,000			6,998,000		
繰越利益剰余金		28,643,217			27,520,492		
利益剰余金合計			35,983,807	74.6		34,861,082	80.5
株主資本合計			38,206,035	79.2		37,083,309	85.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△119,404	△0.2		△621,031	△1.4
純資産合計			38,086,630	78.9		36,462,278	84.2
負債純資産合計			48,252,276	100.0		43,295,274	100.0

(2) 【損益計算書】

		第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業収益		53,528,583			42,137,383		
委託者報酬		17,390			7,887		
その他営業収益		9,522	53,555,496	100.0	8,381	42,153,652	100.0
投資顧問料							
その他							
営業費用	※2	23,552,779			18,452,482		
支払手数料		1,256,792			911,798		
広告宣伝費		4,837			4,088		
公告費							
調査費		708,443			778,991		
調査費		5,547,898			4,427,117		
委託調査費		248,027			229,877		
事務委託費							
営業雑経費		119,248			114,009		
通信費		675,259			640,249		
印刷費		43,595			42,295		
協会費		6,863			6,356		
諸会費		858,095	33,021,841	61.6	820,190	26,427,456	62.7
事務機器関連費							
一般管理費							
給料		176,700			171,783		
役員報酬		3,069,369			3,243,471		
給料・手当		473,000			478,200		
賞与引当金繰入		383,722			427,372		
福利厚生費		20,733			20,785		
交際費		130,178			126,644		
旅費交通費		129,920			112,608		
租税公課		666,879			658,309		
不動産賃借料		116,927			151,382		
退職給付費用		17,691			17,566		
役員退職慰労引当金繰入		289,851			345,975		
固定資産減価償却費		348,524	5,823,499	10.9	368,982	6,123,082	14.5
諸経費							
営業利益			14,710,155	27.5		9,603,113	22.8

		第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業外収益							
受取配当金		125,221			185,609		
有価証券利息	※2	44,838			55,030		
受取利息	※2	41,460			21,926		
有価証券償還益		—			—		
収益分配金等時効 完成分		227,953			111,003		
その他		5,113	444,587	0.8	5,225	378,796	0.9
営業外費用							
収益分配金等時効 完成分支払額		46,433			62,259		
事務過誤費		9,859			13,871		
その他		1,969	58,263	0.1	7,266	83,398	0.2
経常利益			15,096,480	28.2		9,898,511	23.5
特別利益							
投資有価証券売却益		1,279,301	1,279,301	2.4	15,399	15,399	0.0
特別損失							
投資有価証券売却損		429,258			228,868		
投資有価証券評価損		—			2,124,730		
固定資産除却損	※1	2,713			2,488		
投資有価証券清算損		21,312			—		
移転関連費用		13,467			—		
造作変更費用		3,330			—		
その他		—	470,081	0.9	5,965	2,362,053	5.6
税引前当期純利益			15,905,700	29.7		7,551,856	17.9
法人税、住民税及び 事業税		6,282,766			3,801,688		
法人税等調整額		181,272	6,464,038	12.1	144,759	3,946,448	9.4
当期純利益			9,441,661	17.6		3,605,408	8.6

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	23,917,280	31,257,870	33,480,097	1,829,438	35,309,536
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,715,724	△ 4,715,724	△ 4,715,724		△ 4,715,724
当期純利益						9,441,661	9,441,661	9,441,661		9,441,661
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 1,948,843	△ 1,948,843
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	4,725,937	4,725,937	4,725,937	△ 1,948,843	2,777,093
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,728,133	△ 4,728,133	△ 4,728,133		△ 4,728,133
当期純利益						3,605,408	3,605,408	3,605,408		3,605,408
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									△ 501,627	△ 501,627
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 501,627	△ 1,624,352
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,520,492	34,861,082	37,083,309	△ 621,031	36,462,278

重要な会計方針

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2.固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物 38年であります。	同 左
(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア	(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	—
それ以外の無形固定資産	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同 左
3.外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
4.引当金の計上基準 (1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同 左
(2) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同 左
(3) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左
5.消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

表示方法の変更

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金（当事業年度末7,000,000千円）は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日）及び「金融商品会計に関するQ&A」（会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日）が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

項 目	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
※ 1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 78,764千円 器具備品 88,022千円	建物 117,264千円 器具備品 130,206千円
※ 2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 9,365,450千円 有価証券 7,000,000千円 未収収益 5,253千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 1,365,738千円 未払費用 259,919千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 5,493,354千円 有価証券 11,000,000千円 未収収益 5,233千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期性預金 2,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 868,907千円 未払費用 198,857千円

(損益計算書関係)

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※ 1.固定資産除却損の内訳	器具備品 2,713千円	器具備品 1,961千円 ソフトウェア 527千円
※ 2.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 15,834,106千円 有価証券利息 32,637千円 受取利息 38,093千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 12,493,304千円 有価証券利息 44,704千円 受取利息 21,926千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,728,133千円
- ② 1株当たり配当額 38,100円
- ③ 基準日 平成20年3月31日
- ④ 効力発生日 平成20年7月 1日

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,728,133千円
- ② 1株当たり配当額 38,100円
- ③ 基準日 平成20年3月31日
- ④ 効力発生日 平成20年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 1,811,830千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 14,600円
- ④ 基準日 平成21年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成21年6月30日

（有価証券関係）

第23期(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,783,231	2,083,831	300,599
	小 計	1,783,231	2,083,831	300,599
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,833,157	10,193,313	△639,843
	小 計	10,833,157	10,193,313	△639,843
合 計		12,616,389	12,277,145	△339,243

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
7,602,413	1,279,301	429,258

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,009,213千円
キャッシュファンド	1,005,546千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	—	782,596	—	—
合 計	—	782,596	—	—

第24期(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,465,168	1,522,867	57,698
	小 計	1,465,168	1,522,867	57,698
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,557,951	7,573,200	△984,750
	小 計	8,557,951	7,573,200	△984,750
合 計		10,023,119	9,096,067	△927,052

(注) 当事業年度において、有価証券について2,124,730千円（その他有価証券で時価のある証券投資信託2,124,730千円）減損処理を行っております。なお、証券投資信託の減損処理は、期末における時価が簿価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,729,081	15,399	228,868

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,014,549千円
キャッシュファンド	1,008,475千円
譲渡性預金	11,000,000千円
非上場株式	286,777千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	431,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	498,934	2,262,320	482,062	—
合 計	498,934	2,262,320	482,062	—

(デリバティブ取引関係)

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	△858,846	△771,109
(2) 年金資産	<u>727,035</u>	<u>454,977</u>
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△131,810	△316,132
(4) 未認識数理計算上の差異	<u>162,154</u>	<u>306,966</u>
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	30,344	△9,164
(6) 前払年金費用	<u>44,096</u>	<u>4,139</u>
(7) 退職給付引当金 (5)-(6)	<u>△13,752</u>	<u>△13,304</u>

3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1) 勤務費用	22,905	29,439
(2) 利息費用	13,963	12,676
(3) 期待運用収益	△14,624	△10,905
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>17,916</u>	<u>38,186</u>
(5) 退職給付費用	<u>40,160</u>	<u>69,396</u>
(6) その他	<u>76,767</u>	<u>81,986</u>
(7) 合計	<u>116,927</u>	<u>151,382</u>

(注) 銀行0Bの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

「(6) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(1) 割引率	1.5%	同 左
(2) 期待運用収益率	1.5%	同 左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における 従業員の平均支払期間以内の 一定の年数（8年）による定額 法により、翌事業年度より費 用処理しております。	同 左

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	700,082	689,220
投資有価証券評価損	252,334	1,041,250
ゴルフ会員権評価損	40,922	30,885
未払事業税	232,055	49,084
賞与引当金	192,463	194,579
役員退職慰労引当金	32,726	22,240
退職給付引当金	5,595	5,413
退職一時金未払	32,694	14,992
減価償却超過額	5,615	63,725
委託者報酬	89,452	124,519
その他有価証券評価差額金	138,038	377,217
その他	31,340	32,298
繰延税金資産 小計	1,753,321	2,645,429
評価性引当額	<u>△827,166</u>	<u>△1,880,292</u>
繰延税金資産 合計	926,154	765,137
繰延税金負債		
前払年金費用	<u>△17,942</u>	<u>△1,684</u>
繰延税金負債 合計	<u>△17,942</u>	<u>△1,684</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>908,211</u>	<u>763,452</u>

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	(%)
	法定実効税率 40.7
	(調整)
	投資有価証券評価損に係る損金不算入 11.4
	その他 <u>0.2</u>
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 52.3

（関連当事者情報）

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,882,050 千円	未払手数料	357,804 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	43,826 千円	長期差入保証金	833,144 千円
							同上	事務所賃借料	643,380 千円	—	—
							投資の助言	投資助言料	365,963 千円	未払費用	198,106 千円
その他の関係会社	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,952,055 千円	未払手数料	1,007,933 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	28,000,000 千円	有価証券	7,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	32,637 千円	未収利息	5,253 千円
								株式の売却	1,296,000 千円	—	—
								株式の売却	197,568 千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業	—	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,137,534 千円	未払手数料	643,244 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象に加えて、親会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,440,945 千円	未払手数料	239,286 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	631,409 千円	長期差入保証金	833,144 千円
						投資の助言	投資助言料	264,141 千円	未払費用	146,190 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,196,295 百万円	銀行業	直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	8,052,358 千円	未払手数料	629,621 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	34,000,000 千円	有価証券	11,000,000 千円
							譲渡性預金に係る受取利息	44,704 千円	未収利息	3,900 千円
							マルチコーラブル預金の預入	3,000,000 千円	長期性預金	2,000,000 千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	4,423 千円	未収利息	35 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518百万円	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,400,621千円	未払手数料	296,719千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

項目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	306,907円68銭	293,818円41銭
1株当たり当期純利益	76,082円29銭	29,052円91銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

- ①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 ②資本金の額：324,279百万円（平成21年3月末現在）
 ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 (平成21年3月末現在)	③事業の内容
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
J P モルガン証券株式会社	50,275百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
大和証券エスエムビーシー株式会社	255,700百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
日興シティグループ証券株式会社	96,307百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社 東京支店	80,800百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪ証券株式会社	65,518百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167百万円 (平成21年5月7日現在)	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
メリルリンチ日本証券株式会社	98,768百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
モルガン・スタンレー証券株式会社	99,299百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
ＵＢＳ証券会社	60,000百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

- （１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （２）販売会社：募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取り、信託終了時の交換有価証券の交付等の取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成21年8月末現在）
 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%（37,230株）を所有しています。
 （注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成21年2月24日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年8月12日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXIS 日経225上場投信の平成21年2月24日から平成21年7月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MAXIS 日経225上場投信の平成21年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。